

参議院大蔵委員会會議録第二十七号

昭和四十年五月十三日(木曜日)

午前十一時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信一君
理事 佐野 廣君
西川 甚五郎君
成瀬 幡治君
中尾 辰義君

委員 大竹 平八郎君
太田 正孝君
岡崎 真一君
堀 末治君
村松 久義君
木村 福八郎君
野澤 勝君
鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 鍋島 直紹君
大蔵省国有財産局長 江守 堅太郎君
大蔵省証券局長 松井 直行君

事務局側

常任委員会専門員 坂入 長太郎君
大蔵大臣官房財務調査官 塩谷 忠男君

本日の會議に付した案件

○国有的會議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一日大和与一君が辞任され、その補欠として佐野芳雄君が選任せられました。

○委員長(西田信一君) 国有的會議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案を議題といたします。

本案は、去る二十日予備審査のため付託せられました。

まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。鍋島政務次官。

○政府委員(鍋島直紹君) ただいま議題となりました国有的會議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、かねてから京都市に國際會議場施設を建設してまいりましたが、本年秋に完成する見込みとなりました。これに伴い、この施設の管理を効率的に行なうため、国有財産である會議場施設の管理を、關係地方公共団体に管理委託することができるとする等の必要があり、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、国有財産である國際會議場施設で京都市左京区松ヶ崎に存するものの管理を、その施設の所在地をその区域とする地方公共団体その他その關係地方公共団体に委託することができるとし、その施設の管理上必要があるときは、施設に備えつける物品を当該地方公共団体に無償で貸し付けまたは譲与することができることにしようとするものであります。

また、管理の委託を受けた地方公共団体は、管

理の委託を受けた施設を使用または収益することができるとし、さらに、当該地方公共団体は、管理の委託を受けた施設の管理に通常必要とする費用を負担するとともに、施設の収益行為から生ずる収入は当該地方公共団体の収入とすることとしようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(西田信一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(西田信一君) 証券取引法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○木村福八郎君 松井局長に聞きますが、新聞にも出ておりましたが、証券会社の運用預かり、あの規制をするということが出ていたが、この目的はどこにあるのですか。

○政府委員(松井直行君) 証券業者のあり方につきまして、まず経営基盤の強化とそれから投資家の信頼を得るという方向で、今回証券業者を免許制にもっていくために、いま法案の審議を願っているという段階でございます。その中で証券業者金融のあり方あるいは正常な証券業者の金融のあり方という問題に関しましては、一つは非常に高利の金を使っておるといふ不健全な金融もありま

す。一番わかりやすい安易に金融がつく形であるというものがこの運用預かりということでございます。お客さんは自分で持っておらずに、すぐ証券業者

に預ける。品貸し料をお客さんがもらうわけですが、幾ぶんお客さんにとっては利回りがふえるというところで非常に有利なわけでございます。金融でございますので、証券業者はむしろ優良な担保でもあります、一つは。

一つはまた、お客さんとの間における預かりの形態は、法律的には消費寄託契約ということでして、同じ券を返す必要はない。たとえ一たん証券業者が処分しましても、また証券業者が買戻しするか、あるいはまたほかの金融債をもって返済できる。わかりやすいに便利と申しますか、非常に便利に近いという形の預かり有価証券でございます。そういう安易にそういう形で金融がつくというところは、いわば無担保、お客さんに対して担保を預けるわけではありません、無担保で有価証券を借りると、しかもその有価証券がいつでも金券にかわり得るという状態、いわば、本質は違いかもわかりませんが、経済機能的には非常に預金に近いということまで言いたいと思っております。

そういう安易な姿で金融がつくということは、これはいまのように証券界が沈滞しておるときは別でございますが、非常に市場がブーム化しておるといふときに、そういう安易な形で証券界なり証券業者に金が流れ込むということは非常に危険なことである。流通市場の過当投機が行なわれる一つの非常に大きな要素にもなっております。し、あの一九二九年のアメリカの大きな恐慌をな

がめてみましても、それ以前に非常にホットマネーがたくさん証券界あるいは証券業者を通じて市場に流れ込んだという貴重な経験をいかしまして、まあ証券業者自身の健全経営からいってもあぶないし、それから証券市場全体の平穩無事な運営といえますか、価格形成あるいは流通市場の秩序維持という観点から申しまして、そういう不健全に近いような、非常に安易な資金繰りが証券

業者につくということにつきましては、これは証券業者の業者金融の正常化という観点から見て、大いに批判されるべき問題じゃないかという観点で、かねてからいろいろ研究しておったところでございますが、まあ免許制になるのを機会に、証券業者がおのどのよう形を金融をつけようとするのかというのを明確にする必要がありまして、この機会に従来のような野方図な運用預かりというものをもう少し厳格にするなり、あるいは整理してしまふなり、何らかの方法で証券業者の正常金融のあり方を考えたい、その一つの大きな課題として持っておるわけでございます。

○木村義八郎君 これは金融政策の面からばくは主として伺いたいと思つたんですが、運用預かりというのは証券をお客さんから預かって、それを担保にしてコールを取っているんですよ。そうしますと、これを規制すると今度はコールの取り方がやはり減つてくると思うんですよ。私は、どうもこれを規制することによってコールの金利を下げると、政府の全体の低金利政策というんですか、いままでずっと続いている金利を下げていくと、こういうことと関連があるんじゃないですか。

○政府委員(松井直行君) 大きな金融政策ともむろん関係してまいらぬと思ひます。特に発行者の発行条件、あるいは受託者の利回りにも、運用預かりするかせぬかによつて消化者の利回りにも関係してくる問題でもありますが、御指摘のような面はございますが、われわれはもっぱら証券業者の正常業務金融といひますか、証券業者金融の正常化という観点からこれを取り上げたいと、こう考へておる次第でございます。

○木村義八郎君 まあ従来コールは非常に高かつたわけですがね、証券業者がだいたいこのコールを運用しておつた。そこで、日銀からずいぶん日証金を通じて肩がわりしましたね。四千億くらいですか。そういうことと、それから最近では景気が悪くなつて、資金需要もわりあい停滞してきたということから、コールは下がつてはきています

ね。しかし、これは私は金融の正常化の問題と関連して伺つてゐるんですが、それは証券業者の運用上、これは投資家を保護する、お客さんを保護するといふ点から、これは重要であると思うんですが、私は全体の金融正常化の問題と関連していま質問してゐるんですが、銀行局長もあとから見えますから、そこでまだ見える前に、金融政策の関連でいまの運用預かりの規制について伺いたいのです。

この規制することによりまして、規制をするとはやはりコールの取り方は減りますから、どうしたつて金融が、コールはもつとレートは下がつてくる、こう思うのですが、それをどのくらいに規制するかの度しようけれどもね。そういう点、やはり銀行局のほうと全体の金融政策との関連で話して合つてやつてゐるのではありませんか。そういうことと、もう一つは、今度これを規制した場合に、たとえば株の安定との関連はどうなるか。その規制しつぱなしで、証券金融つけない、取りつぱなしである、そういう場合どうなるんですか。そうなる

と、いままでやはり、いい悪いは一応別として、こういう運用預かりによつてかなり金融をつけておつたのです。これを規制するかわりに、何か手当てが考へられてゐるのですか。その二つの点。

○政府委員(松井直行君) 証券業者が信用取引等を通じてお客さんに信用を供与する、から買ひのお客さんに対しては信用を供与するといふことになるわけでございますが、これはやはりどこまでも証券業者の自己金融ができれば一番好ましいわけでございます。証券業者自身が自己資本を充実する、そうでなければ自分が本来所有してゐる有価証券を担保にして正規の取引銀行から金を借りて、お客に信用を供与する。アメリカにおきましても、証券業者は自分の取引銀行からブローカーズ・ローンというものを引いておられます。したがつて、信用のある業者は非常に安い金でブローカーズ・ローンを引いておられますし、信用のない、薄い証券業者はわりあい高い金利のブローカーズ・ローンを引いており、その上でお客さん

に信用供与するときでも、信用のあるお客さんにはわりあい安く、信用の少ないお客さんにはわりあい高く利ざやを乗けて貸してゐるということでございますが、このブローカーズ・ローンにつきましても、アメリカではやはり証券市場が不当に何といひますか、イージーにホットマネーが入つてくることによつて不当に混乱を起すことがないよう、かつまた多くの証券業者の金融力というものをある程度規制することによつて証券業者の経営の安定化という、二つの観点から厳格なレギュレーションがアメリカでもござい

ます。日本の場合には、いま証券金融というのは非常に問題になってゐます。特に証券業者の金融のあり方ということが問題になっておりますが、わりあいにまだ自己資本も充実してゐない業者が多うございまして、場合によつては非常に不健全な高い金利の金を高い市場から借りてゐるという点もございまして、証券業者の信用力をつけることによつて正常金融ルールに返したいということが一番の本旨ではありますけれども、先ほど申しましたように、割引金融債を運用預かりするといふ方法による金融の道が野方図に開かれてゐるときには、不当に証券界に金が流れ込む危険性がある

し、証券業者の経営自身をもひいては危殆に瀕せしめるおそれが多い。現に三十四年、三十五年、三十六年というブームのときと、それ以降スランプ時期に入りまして、非常に痛手を受けた証券業者の度合いをながめてみますときには、むしろ運用預かりといふものによつて過大な取引をやつた、過大な恩恵がでる条件を握つた証券業者にむしろそういうふうな被害が大きいたうことができるといふ貴重な経験にもかんがみまして、規制をしたい、こういうふうにか考へてゐるわけであり

ます。

○木村義八郎君 それは銀行局のほうの人の関連があるの聞いてゐるんですが、それでは証券局長にもう一つ聞いておきますが、一応その規制によりまして、実際問題としてコールの取り分が

減つてきますよね。そうでしょう。いままでそれを担保としてコールを取つてゐたのですからね。ですから、それは金融政策の上からいくと、やはりコールのレートを下げる、そういう影響があると思ひます。また、そういう影響があることをむしろはねらつてゐるのじゃないかというふうにか考へるのですがね。

それと、もう一つ、まだ御答弁されてゐないのですけれども、これを規制することも、どの程度の規制かわかりませんが、その程度も明らかにしてもらひたいのですが、それをやつた場合に、規制しつぱなしで、それにかわる手当てといふものはやらないのですか。規制しつぱなしなんです

か、どうか。

○政府委員(松井直行君) 金融政策上のねらいが一つあるのかどうかというお話でございますが、何へんも繰返しますように、証券業者の業者金融の正常化という観点からわれわれ取り上げてゐるわけでございます。結果としてはコールの取りが減るから需給関係に影響があることはもつともございまして、コール市場の金利その他は、また銀行局からお答えになると思ひますが、むしろ金融機関間の資金の需給のバランスによつて決定される。これは投資意欲といふものが盛んか沈滞するかといふことによつても大いに関係する問題であらうと思ひますが、わがほうにおきましては、もっぱら証券業者の金融のあり方という観点からこれを批判してまいりたいと、こう考へてお

ります。

それから、それでは規制したときにこれにかわるものはどうするかというお話でございますが、職能分化の一つの動向をわれわれ考へておられます、今度の証取法の一部にもその片りんがあらわれてゐるところであります。これはやつぱりブローカー、ディーラー、アンダーライター、その他証券業者の職能の内容が、いままでのように百貨店方式で何でもやるというのじゃなしに、職能が明確化いたしてまいりますならば、かつまた、明確化することによつて経営の基盤が強化し内部

留保が厚くなるということであれば、当然正規のルートに必要な資金がつかずだし、またつけるというふうにもっていく必要があるということとは仰せのとおりであろうと思います。

○木村義八郎君 もう一つ、その運用預かりを規制しつばなしで、ほかに証券金融の手当てをしない、できますか、この運用預かりの規制というのは、規制自体についての目的は、それはよくわかりました。それを私否定するわけじゃないのです。実際問題として……

○政府委員(松井直行君) まあこういう例で考えてみればいいと思います。いまのおっしゃることはよくわかりますが、いまにわかに全部廃止したらどうなるかと考えますと、現に運用預かりという方法によって相当の営業資金を運用しておるわけでございますので、非常に大きな混乱が起ることを恐ることはもう間違いないと思います。そういう意味におきまして、営業活動に支障のない限度で漸次これを減らして、健全な方向へのルールづけに持っていくという、ある時刻を必要があるかとは思いますが、そういう意味におきまして、まあなしくずしにある程度時間をかけてやる以外に方法はないというふうに考えております。

○木村義八郎君 いまなぜ私はそういう質問をしたかと申しますと、これから銀行局の方に質問することと関連してののですが、それは金融正常化の問題との関連なのですが、きょうの新聞を見ますと、吹原産業の問題がきっかけとなりまして、金融機関の業務の不健全性が世間の批判を浴びるようになってきて、田中大蔵大臣が、きのうですか、全金融機関に対して大蔵大臣通達を發した。業務運営の徹底的改善を求めるといふ、まあそういう通達を出した。その趣旨も新聞に発表されておりますが、この趣旨をもう少し具体的に説明していただきたい。

それで、この証券取引法の一部改正案ですね、この法律との関連でこれまで幾度も質問もしてきたのですが、これは全体の金融の正常化の問題と

やはり関連させて考えなければなりませんし、それから吹原産業の問題だって、これは日本のいまの金融の非常な非正常化から来ていると思うのですよ。それで、新聞でも伝えられているように、とにかく金融機関が過当競争をしている。貸し出しの過当競争が預金獲得の過当競争になり、そういうことからやはり金融機関の業務の不健全化というところがあるわけだと思ふのです。

ね。そこで、一応大蔵大臣が通達を出したというのですが、この通達の趣旨を一応伺いたいのです。どうも新聞に伝えられているところも一応の理由はあると思うのですが、私はこんな表面的なことだけでは問題は解決しないと思ふのです。もっと突っ込んで御質問したいので、ですから、まず十二日の金融機関に対して出したこの通達の目的、内容、これを一応大蔵当局のほうから説明していただきたい。

○説明員(塩谷忠男君) ただいま御質問の通達の件でございますが、その趣旨をいたしますところろは、ただいま御指摘のとおり、本日の新聞紙上にかなり詳しく出ておると思ふますが、もう一度その要点につきまして申し上げますと、第一の問題点は、最近いろいろな事件と申しますか、問題が起りまして、このことによりまして社会的公器であるべき金融機関に対する信頼がかなりなくなわれてきたと思われるわけでございます。したがって、いまして、この際、金融機関をいたしましては、経営全般にわたって刷新改善の努力をいたしまして、世間の信頼に対する十分なる態勢をとるべきではないかということが第一のねらいでございます。

まあ最近起きましたいろいろな問題の背景のようなものも考えてみますと、ただいま木村先生も御指摘のとおりでございます。戦後におきます金融機関のいわゆる過当競争、特に資金量の拡大をねらった過当競争といふものがございます。この点は、金融機関のみならず、日本の産業界にもそういう通弊のようなものが見られるわけでございますが、特に金融機関におきまして

は、資金量の増大、業務の拡大といったことになり営業の重点が置かれております関係上、そのことからいろいろな問題が起つておるわけでございます。これは一つは与信面、つまり貸し出し面におきまして、大口貸し出しあるいは系列融資その他、いろいろいわゆる堅実な貸し出し態度から見て問題とされるような貸し出し態度が見られる。受信面、つまり資金の吸収面におきましては、やはり預金獲得のためにかなり無理をしておるというようにございます。そういういろいろな問題がございまして、これらを通達に全部盛り込むというわけにもまいりませんので、一応例示的に若干の問題点を提示いたしております。これらに關しまして、具体的措置を要するものにつきましては、早急に対策を立てて報告を求めておるわけでございます。

こういう通達を出すに至りました経緯はいま申しましたとおりでございますが、私どものねらいをいたしましては、何と申しましても、金融機関というものは国民大衆からの信頼が第一の基礎でございます。そういう信頼と申しますか、あるいは信用といふものが、若干なりとも傷つけられるということは、日本の金融界、あるいはひいては経済界全般にとりまして、非常に大きな問題であらうと存じまして、この際、大蔵大臣の通達をもちまして嚴重なる反省を求めた、かような次第でございます。

○木村義八郎君 一応抽象的にはその説明はわかるのですけれども、それは、その過当競争、貸し出しなりあるいは預金の過当競争をもたらしうな現在の日本の金融の非正常化ですね、ゆがんだ姿ですね、その点がその背景にあると思うのです。それにメスを入れないで、ただ技術的に銀行、金融機関に対してそういう正常化を呼びかけてみたところで、私は効果はないと思うのです。たとえば健全な融資態度の確立と審査機能の整備とか、行き過ぎた預金獲得行為とかあるいはお客に対する過剰サービス等、その自壊とか、こういうことを呼びかけても、その前にやはりいま

の日本の金融の不正常な姿、これを直さなければ、私は技術的にこういう通達を出したり指導してもしょうがない。だから、その根本には、またその前提には、金融の正常化について大蔵省は一体どう考えているか、この点に触れなければ、これは私は百年河清を待つもので、こんな通達を出したって、次にやはりそういう不祥事件が起ると思ふのです。そんなことは根本的な解決がつかないです。ですから、たとえばいままで一貫して、非常にオーソドックスな考え方だけれども、金利の自由化なり金融市場の正常化なり、あるいは公社債市場の正常化なりあるいは公社債市場の確立なり、そういう一連の金融正常化の方針があるわけですよ。それを具体的にこの際、こういう吹原産業事件が起きて金融機関の業務に対する不健全性が非常に問題になった場合に、金融正常化をほんとうにこころで進めようと思ふ意思を持たなければならぬと思うのですよ。そうじゃなければ、ただこんな通達を出したくらいでは問題は解決しませんよ。ただ当面を糊塗するだけで、世間のいろいろな非難批判をこんな通達一片で一時的に和らしても、問題の解決にはならぬと思うのです。金融正常化の問題について具体的にどうしようとしておるか、この点をお伺いしたい。

○説明員(塩谷忠男君) ただいま御指摘の問題は、金融制度あるいは金融政策の基本に關する御質問でございます。この点につきましてはお話のとおりでございます。ここ数年來、この金融の正常化対策といふものにつきましては、私どものみならず業界におきましても真剣に取り組んでおるわけでございます。たとえば、一昨年の五月に、金融制度調査会がオーバードローンの是正に關する答申というのを出してありますが、このねらいは結局、現在の金融非正常化の一番現象的にあらわれた問題点の第一はオーバードローンにあるじゃないか、そのオーバードローンというものによりまして、正常化の方向というものを探ろうと、こういう考え方から、かなり長期にわたります

して、オーバーローンの問題を中心にいたしまして議論を重ねていただいたわけでございます。したがって、木村先生のたゞいまの御指摘のように、正常化対策というものの中身は、本日この通牒にありまするよう金融機関の経営問題だけではないに、大きな意味でいえば、中央銀行の金融政策、それから金利政策、資本市場対策、そういうものを総合的に見た上でないと問題が解決しないことは当然のことでございます。

まあ金融政策の問題につきましては、これも原因が非常に複雑でございますので、単に機動的、弾力的に金融政策を運営するというような抽象的な表現では、なかなか解決したい問題が多いと思います。また、金利の問題につきましても、私も基本的な方向といたしましては、金利の自由化を推進する、つまり金利の価格機能を活用いたしまして、それによって資金の需給の総合的な調整をはかつて経済の安定成長をはかると、こういう基本的な線につきましてももちろん積極的に行うべきであるという考えに立っておるわけでございまして、ただ、現実問題といたしまして、やはり金利を動かすいろいろな要因の中になりに経済政策的に考えなくてはならないような要因もございまして、基本的な方向でそういうことを取り上げます場合にも、現実におけるいろいろな問題を解決しながらやりやうていかなければならない問題があるように思っております。

資本市場の問題も同様でございます。公社債市場の育成ということにつきましては、もちろん正常化の方向といたしましてぜひこれをやっていきたいということでございますが、これにつきましても、たとえば公社債条件の改訂の問題一つをとってみても、なかなかいろいろな具体的な障害もございまして、一挙に解決したい問題もあるわけでございます。

これら言いわけばかりでございますが、問題点につきましては、私も十分承知いたしておりますので、できるものから逐次片づけていく、そういう考え方で現在取り組んでおるわけでございます。

たとえばオーバーローンの答申の中にあります中央銀行の新金融調節方式、つまり従来の日本銀行の貸し出し政策をむしろオペレーション政策のほうに重点を移していくというようなことが現に実施に移されておるわけでございます。ただ、これをやってみますと、日銀の貸し出しはだんだん減っていったかわりに、都市銀行のその他の外部負債がふえるというような問題が起りまして、なかなか全体としての正常化を推進するということは現実の問題といろいろ関連いたしますので、非常にむずかしいと思うのでございます。しかし、私もどもいたしましては、できるだけ全般的な正常化対策は促進してまいりたい。しかし、何と申しましても、金融を動かす銀行、あるいはその他の金融機関も含めまして、こういう機関の経営者あるいは当事者がほんとうにその気がまえて仕事をやってみようということがやはり根本的な問題でなからうかというところで、こういう金融機関の経営問題をこの際に取り上げたわけでございまして、その他の正常化対策につきましても、御指摘のとおりでございまして、十分努力いたしたい、かように思っております。

○木村義八郎君 私、いまの金融の非正常化の一番の顕著な現象は、たとえば基本的には短期資金をもって長期の金融をしている。つまり短期金融市場と長期金融市場とのそこはつきりした区別がなされていらない。銀行は預金をどんどん獲得競争して集めては、その短期の預金を長期に運用して、そうやって競争すると、そういうところにととえばサンウェーブあるいは特殊製鋼とか——これは山陽特殊製鋼ですが、そういうところの設備が行き過ぎたんだ。これは長期資本でまかなってれば、ああいうことはすぐに起こらなかったのですね。それが短期資金でまかなっている。だから、結局問題は、この長期の金融市場をどうして確立するかという点が具体的な日程にのぼらなければならぬと思うのです。その前提として、突破口として公社債市場の条件を、ここで貸し出し金利と公社債の条件との間のアンバランス、これを

を直すということがいま一番具体的な当面の私は問題だと思ふのです。これに対して大蔵省はなぜ反対しているのですか。

○説明員(塩谷忠男君) 社債条件改訂問題は実はたゞいま検討中でございまして、たゞいまお話しのように、大蔵省が社債条件の改訂、つまり社債金利の引き上げに反対しておるということではございまして、大蔵省の中にも社債金利の引き上げを強く主張する考え方もかなり有力でございまして、むしろ方向といたしましては、この際社債金利の引き上げをやったほうがいいという意見のほうが私は強いように思うのでございまして、ただ問題は、社債金利の引き上げをやった場合には、一つには発行のコストがこれによってどの程度上がるのか、それから金利体系の中で社債金利の引き上げだけでとどめ得るのか、あるいは政府保証債あるいは利付金融債といった関連の金利にどの程度の波及があるのか、そういう問題について十分納得のいく結論が出るということにならなければ、やはり社債金利の引き上げということをやらないで、ただ、方向といたしましては、社債金利の引き上げはこの際やったほうがいいんじゃないかという意見のほうが有力であるように私は考えております。ただ、これは先ほど申しましたように、目下検討中のことでございまして、結論めいたことをここで申し上げるのはまだ時期が早いと思うのでございまして、ただ、考え方というたしましては、御指摘のように、公社債市場の育成という見地から、広い意味で社債条件の改訂をこの際取り上げたほうがいいんじゃないか、そういう意見はかなり有力でございまして、

○木村義八郎君 そうじゃないと思うんです。それは一部にそういう意見はあるかもしれませんが、けれども、全体として金融界は、こういう通達を出しましたけれども、全体としてほんとうに金融を正常化する意思がないんじゃないか。というのは、もし公社債市場がここで確立されるといって、

ていく、そうして公社債の発行条件がここで上がると、貸し出しのほうも、いままで短期でやっているんでしょ、短期の資金を流しているんでしょ、それが長期になる。短期で高利に貸しているんでしょ。その高い貸し出し金利がそこでかせげなくなる。それで、長期の公社債のほうに振りかわつてくると、いままでよりもうけが少なくなる、金融機関としてはですよ。そこで、どうも私どもの見方では、公社債発行条件は変えないで、むしろ全体の金融金利を下げて、相対的にいまの公社債の条件を引き上げていこう、こういう考え方のように思うのです。

それで、さっきのですね、運用預かりの規制をやると、コールの取り方が少なくなる。それでコールのレートが下がってくる。一般的な金利を下げて、そうしていまの公社債の発行条件は変えないで、そこでその不均衡をそういう形で直していかうという考えではないか。しかも、もう少し憶測すれば、いまの財政、ことに税収入の状況から見ると、どうしても公債を発行せざるを得なくなる。そういうことを考慮すると、公社債の発行条件を引き上げることによって正常化するよりは、金利を引き下げることによって、そうして正常化していく、そのほうが公社債発行に有利になる。発行コストが高くなるので済む。

しかし、それはかなり時間がかかると思うんですよ、そういう形のやり方では。だから、もういまの金融正常化の突破口としては、いまの公社債の発行条件をここでやはりある程度引き上げて、どの程度か、〇・六%か、〇・四%という説もあります。あるいは〇・七%か、とにかく引き上げて、そうして短期の資金をいま銀行が無理して、高い金利で運用している、それを長期資金に、安定した長期資金に振りかえさせる。こういうことを思い切つてやらなければ、いまの銀行にこういう通達を出しただけじゃだめだと思ふ。だから、銀行も採算ばかりを考えておれば、そういう金融正常化を好まぬわけですよ。どうも銀行のそういう意見が大蔵省は押されておつて、一部に

によつて、相対的にバランスをとるという考えじゃないか、こういう御指摘でございますが……

○木村禮八郎君 それと公債発行に有利な条件。

○説明員(塩谷忠男君) そこで、まあ考え方はおそれく、従来政府がいわゆる低金利政策を非常に無理をしてやつてきたのじゃないかという御指摘があると思うのでございますが、ただ、低金利政策ということばが適當かどうか存じませんが、日本の金利水準が外国の例と比較いたしましたとき、かなり高い。しかも、日本の場合は企業の借入れ金に對する依存度が非常に高いということが、最近に對する金融費用の増大というものは非常に大きな問題になっているわけであります。したがひまして、私どもといひまして、長期的な観点からいたしますれば、金利水準はなるべく低いほうが望ましいし、そのことが企業のコストを軽減し、ひいては國際競争力の強化に役立つ、そういう基本的な考え方は持つております。しかし、これはいわば長期的な方向の問題でございます。金利政策がそういうことによつて非常に硬直しては意味がないと思います。やはり資金の需給の状況なかり金融情勢に即應いたしまして、彈力的に動かしていくということとは、これは當然やらなくちゃいかぬわけでございます。

そういう見地からいいますれば、仕債条件の改訂の問題は、どちらかというとき長期的な問題でございますから、もしお話のようにこれを引き上げないでも十分に消化ができるというような素地があるならば、あえて引き上げる必要はない。ただ、現状から申しますれば、消化先の金融機關のコストの關係その他から考えまして、やはり消化の意欲を持たせるといふ意味においては、ある程度引き上げたほうが消化しやすい、そういう状態だろうと思ふのです。これは現實にはですね。したがひまして、大きな金利政策の方向の問題は別といたしまして、当面の措置といたしましては、やはり仕債条件の改訂というものが行なわれたほうがそういう意味においては消化を促進するのじゃないか、かように思ふわけでございます。

コールレートの問題が先ほど来いろいろ出ておりますが、これは恣意的にあるいは強制的にレートを下げるということをやっておるのでなくて、やはり現在における資金の需給の勢からむしろコールレートが下がっているというように見ていただいたほうがいいんじゃないかと思うのです。したがって、現在、まあ自由金利に近いといわれておりますコールレートが下がっているという事は、反面におきましては資金の需給関係がそれだけゆるまっておるということになろうかかと思うのであります。コールレートにつきましては、無理な規制をいたしても、なかなかうまくこれはおさまりませんので、できるだけ自由な姿で動かしておるわけでございます。これを強制的にどうこうしておると、そういう意味ではございません。

○木村義八郎君 コールレートのこと出ましたけれども、それは資金の需給関係から下がっているのと、もう一つは、証券金融に日銀から日証券を通じて相当流した、それもあるわけですね。その二つだと思ふのです。だから、そこで運用預かりのあれを規制すれば、理論的には、その程度によるのですけれども、さつき局長さんが一挙にやるわけじゃないと言ったけれども、これは急激にやれば、それはコールの取り高の急減になりますから、コールレートはさらに下がると、こう思つたわけですね。

そこで、むしろ伺いたいのは、ここで公社債の発行条件をたとえば〇・四％上げた場合どういう支障があるのです、具体的に。これは今度大蔵省証券の発行条件とかその他、そういうほかの金利にやはり響いてくるのか。長期金利のほうには響かぬですよ、かなり開きがあるのですから。もう貸し出しのほうについては、大体八％から一割でしよう。だから、金融学会で非常に問題になったそうですよ。ぼくはそれを聞いたんですが、金利の自由化を中心にして金融学会で論争した。ところが、興銀と大蔵省が非常に反対しておると、そういうことを聞いたのです。これはあなたが、大

蔵省は大体発行条件の引き上げの方向に大体行っている、そういう意見が多いときき言われたけれども、そうじゃないようですね。興銀と大蔵省はだいたい反対しているというのですから。

○説明員(塩谷忠男君) 金融学会のお話が出ましたのですが、実は金融学会で報告いたしましたのは私がやりましたので……。私が申しましたのは先ほど来から申し上げておるような趣旨でございます。成たという話を話しておるわけでございます。ただ、日本の場合には、中小企業なりあるいは農林漁業といった特殊な産業分野に対しては相当政策的な配慮で金利も考えなくちゃいかぬという問題もございまして、そのほか資金の需給関係が、現在はともかくといたしまして、やはり全体としては不足の状態にあるわけでございます。自由化をそのまま適用いたしますと、金利がどちらかというと上昇する。そういうことは日本の国際競争力等から見て、はたして受け入れられるのかどうか。だから、金利の自由化という問題と同時に、日本の金融界あるいは産業界の合理化とか、あるいは正常化というものの努力が並行的に行なわれないと、金利の自由化だけをやってあまり意味がないんじゃないか、そういう趣旨で申しましたので、先生がそういうぐあいに受け取っておられますのが、必ずしもそうじゃないということをおっしゃって上げておきます。

○木村義八郎君 金利の自由化についてのいまのお考え、これは私もそうだと思いますよ。ただ、当面の公社債発行条件、その問題についていえば、いまここで吹原産業の問題等も起つて、金融機関の業務の運営の健全性が非常に問題になっている。それに対してどうするか。その対策として大蔵省が金融機関に通達を出して、それらもむだとは思いませんけれども、それだけでなくて、もっとその背後にそういう不健全な業務運営をさせる日本の金融の不正常なものをもっと直していかなければいけないので、その不正常を直す具体的な突破口としては、いま公社債市場、その

条件の問題、貸し出し金利と長期金利、この不均衡を直す。ことに、短期資金をもつていま長期金融をまかなつていっているようなところ、あるいはこういう問題が起る根本の原因があるのじゃないかと、そういうことから質問しているのですよ。

それで、具体的に、ただ拙論を述べていたつてしやうがないので、具体的に、それじゃ正常化に踏み出すにはまず何からやるべきかといったらば、やはりまず公社債市場の発行条件から突破口を見出すよりほかはないのじゃないですか。その点はどうですか、私はそう思うのですが。そうしたら、なぜそれをここで大蔵省が踏み切れないのか、私はふしぎに思うのですが、その点はどうもまだ納得いかない。

○説明員(塩谷忠男君) 社債条件が正常化の突破口であるから、それについてなぜやらないかという御質問でございます。先ほど来お答えいたしておりますように、この問題につきましても、考え方、もう私のほうとしては十分整理しておるつもりでございます。ただ、非常に影響が大きい問題でございます。金利の問題でございますので、したがって、大蔵省といたしましては正式な結論が出るまで待つておるといふような表現がなかなかできにくいものですから、いわば検討しておる過程においてこういう考え方があつたという程度のことでは申し上げておるわけでございます。御趣旨の点は十分わかつておるつもりでございます。

○木村義八郎君 これは大蔵大臣にでも聞きませんと、その点は非常にあなたに対しては無理な質問かもしれませんから、また大蔵大臣に伺います。

○委員長(西田信一君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(西田信一君) 速記をつけて。
○木村義八郎君 もう一つ銀行局に伺いたいのですが、こういう通達を出されますね。あとはどういうふうになるのですか、通達を出しっぱなしな

んですか。

○説明員(塩谷忠男君) 従来の通達でございますと、出しっぱなしのものもございまして。あるいはその通達に基づきまして定期の報告を徴するものもございまして、今回の場合は、通達の中にも書いてございまして、具体的に措置をして、その措置の内容を六月十日までに報告しろとはっきり書いてございまして。いままでよりはるかにきびしい対策を要求しておるわけでございます。

○木村義八郎君 金融機関から、それに対してどういう措置をとるかということをお報告しろということですか。

○説明員(塩谷忠男君) そうです。この中で、たとえば〇〇貯蓄運動とかいろいろございまして、内部規律の確立とか、検査制度の云々とか、いろいろ書いてございまして、それについて具体的にどういうことをやった、どういうことをやるのだという報告をしろ、こういうことになつております。

○木村義八郎君 それを点検して、そしてどうするのですか。

○説明員(塩谷忠男君) この中には、銀行自体ができるものと、それから銀行が共同してやるものと、いろいろございまして。たとえば銀行間の話し合いといひますか、申し合わせによりましてやつたほうが効果的だといふようなものがいろいろあるわけですね。そういうものは銀行協会の中にこういう措置に関する特別の委員会とか協議会といふものをつくらせて、具体的な実施のあがる対策を立てさせる、そういうことにしております。今回は各銀行の頭取あてに出したほかに、協会長あてに、そういう銀行同士で話し合いをして、またそのものについてはそういう措置をとってもらいたいということを、あわせてやっております。

○木村義八郎君 松井局長に伺いたいのですが、前に参考人として小竹豊治氏の意見を徴したときに、いまの事業会社の決算について粉飾決算がかなりある、そういう決算の内容を正確に投資家に

知らせるために、いまの証券取引法の範囲内でも十分粉飾決算などについての監督というものができるとは、これはもう言われておりました。この点についてはどうですか。

○政府委員(松井直行君) おっしゃるとおり、証券取引法の目的が投資者保護、国民経済の適切な運営ということにございまして、投資家に事業会社の内容を的確に表示し、これを公開するという二章関係にその条文がございまして、非常に重要な柱の一つになっていることはお示しのとおりであらうと思います。この有価証券の届け出書ですが、増資をいたします場合の届け出書のほかに、年々アニュアル・レポートも出すということに相なっております。不審があるとき、必要があるときには、大蔵省も事業会社へ立ち入りまして検査できるという規定に相なっております。これにつきましては、全面的に大蔵省がすべて調べ上げればいいじゃないかという極端な意見もございしますが、私に言わせると、もしそういうことを証券局でやれというなら、国税庁と同じ組織でもそろえなければいけないということにも相なるわけなんです。幸いにして公認会計士という制度がございまして、公認会計士の監査証明書をつけて一般投資者に公開するという制度に相なっております。

その公認会計士の監査が不徹底であるとか、あるいは事業会社からの独立性が薄いということ、投資家のために経営者の経営の実績をつぶさにこれを監査するという本来のねらいが十分發揮されていらない。それから、事業会社の経営者自身も、公認会計士の監査がいかによいものがあるという感じでありまして、本来の趣旨が全然生かされていないことを十分反省いたしまして、必要に応じては、むしろ事業会社に直接調査に参入することも考えなければならぬことが一つ、一般的にはこの公認会計士の監査をいかにして徹底して行なうか、その地位の向上

をどういふふうにして行なうかということ、いま一つ、監査基準は、企業会計審議会というのがございまして、いわば立ち会いと確認が行なわれておらないところに一つの穴があるということとをわれわれ考えまして、監査基準の改定がどうあるべきかということについていま諮問をいたしております。公認会計士の企業家からの独立性の回復といひますか、樹立のためにどうあるべきかということにつきましては、公認会計士法のおそらく改正になってまいらると思ひますが、公認会計士の公共的使命にかんがみ、十分自主的な改正ができるように、たとえば公認会計士の協会の公共性を明確にする、あるいはいま大部分の公認会計士が一人おやじといひますかということを経営いたしてありますが、大きな事業会社につきましては、もう共同してお互いに牽制しながらやるといふことが必要だろふと思ひます。共同監査の方法、あるいはできますれば、ヨーロッパ、アメリカから公認会計士が相当に進出してきておりますし、これに対抗しますには、英米式のパートナーシップというような形で、いろいろな組織だとか鉄鋼だとか造船だとか、そういう種類の専門家が集まりまして、大きなファームとしての公認会計士事務所というものををつくりまして、ファーム自身が積み重ねの実績によって、お客さんといひますか、事業会社から信用を獲得するということによりまして、事業会社のしりに敷かれた公認会計士でないという制度にどうしてつくり上げていくかといふことについても、これもそれぞれ近々諮問を發して具體案を練らうといひしてあります。昨今のいろいろな不幸な事案にかんがみまして、これを契機といたしまして、そうした投資家に対する事業会社の真実の姿の公開をどうして意義あるしめるべきかということにつきましては、単に流通市場の需給の回復ということばかりじゃなしに、これも非常に大きな問題の一つであるといふことを十分認識いたしまして、手を打とうとしておるところでございします。

○木村義八郎君 たとえば山陽特殊鋼なんか見ま

すと、ずいぶん経理が乱脈であつた。ですから、あれは証券局としてもやはりああいふ事態が起つたについては責任がありますね、そういう意味では。ああいふ不詳事件が起らないように、事前にもっとそういう粉飾決算なんかについて、もっと徹底した指導といふんですかを行なう必要があると思ふんですけれども、要望しておきます。

○委員長(西田信一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記を始めて。

他に御発言もないようですから、本案につきましては本日はこの程度にいたします。

散会いたします。

午後一時一分散会

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、牛乳管理特別会計法案(衆)
一、砂糖消費税法を廃止する法律案(衆)

牛乳管理特別会計法案
牛乳管理特別会計法

(設置)
第一条 牛乳法(昭和四十年法律第 号)以下「法」といふ。に基づいて行なう指定生乳生産者団体に対する交付金の交付、乳製品の買入れ、売渡し、交換及び保管、生乳生産者団体に対する補助金の交付及び指定生乳生産者団体に対する船舶及び貨車の貸付並びに法及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和四十年法律第 号)以下「特別措置法」といふ。に基づいて行なう学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付及び特別措置法に基づいて行なう生乳生産者団体に対する補助金の交付(以下「牛乳管理事業」と総称する。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令で定める

ところに従い、管理する。

(勘定区分)
第三条 この会計は、交付金勘定、乳製品安定勘定及び学校給食勘定に区分する。

(交付金勘定の歳入及び歳出)
第四条 交付金勘定においては、一般会計からの繰入金、第七條第一項又は第十九條第三項の規定による乳製品安定勘定からの繰入金、第九條第一項の規定による学校給食勘定からの繰入金、船舶及び貨車の貸付料並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、法第八條第一項の規定による交付金、法第二十三條の規定による補助金、船舶及び貨車の管理及び貸付けに関する経費、牛乳管理事業に関する事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れられるものとする。

(乳製品安定勘定の資本)
第五条 乳製品安定勘定においては、次条第一項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(乳製品安定勘定の歳入及び歳出)
第六条 乳製品安定勘定においては、乳製品の売渡代金、乳製品の交換に伴う収入、証券(第十五條の規定により発行する証券に限る。)の発行収入金、借入金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、乳製品の買入れ代金、乳製品の買入れ、売渡し及び保管に関する経費、乳製品の交換に伴う支出、次条第一項又は第十九條第三項の規定による交付金勘定への繰入金、同項の規定による学校給食勘定への繰入金、証券(第十五條の規定により発行する証券に限る。)及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れられるものとする。

(乳製品安定勘定からの交付金勘定への繰入れ)

第七条 乳製品の買入れ、売渡し、交換及び保管
に關する事務取扱費の額に相當する金額は、毎
会計年度、乳製品安定勘定から交付金勘定に繰
り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れは、予算の範囲内に
おいて政令で定めるところにより行なうものと
する。

(学校給食勘定の繰入及び繰出)

第八条 学校給食勘定においては、一般会計から
の繰入金、第十九条第三項の規定による乳製品
安定勘定からの繰入金及び附屬雑収入をもつて
その繰入とし、牛乳の買入れ代金、牛乳の買入れ
及び給付に關する経費、特別措置法第七条の規
定による補助金、次条第一項の規定による交付
金勘定への繰入金その他の諸費をもつてその繰
出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予
算で定めるところにより、繰り入れるものと
する。

(学校給食勘定からの交付金勘定への繰入れ)

第九条 牛乳の買入れ及び給付並びに特別措置法
第七条の規定による補助に關する事務取扱費の
額に相當する金額は、毎会計年度、学校給食勘
定から交付金勘定に繰り入れるものとする。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定による繰
入れについて準用する。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第十条 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳
入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書
(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成
し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、次に掲げ
る書類を添附しなければならない。

一 乳製品安定勘定の前年度の貸借対照表、
損益計算書及び乳製品在高明細表

二 乳製品安定勘定の前年度及び当該年度の予
定貸借対照表、予定損益計算書及び予定乳製
品在高明細表

三 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるも

のについての前年度末までの支出額及び支出
額の見込み並びに当該年度以後の支出予定額
(歳入歳出予算の区分)

第十一条 この会計の歳入歳出予算は、交付金勘
定、乳製品安定勘定及び学校給食勘定に区分
し、各勘定において、繰入にあつては、その性
質に従つて款及び項に区分し、繰出にあつて
は、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算
を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提
出しなければならない。

2 前項の予算には、第十条第一項に規定する歳
入歳出予算計算書等及び同条第二項各号に掲げ
る書類を添附しなければならない。

(証券及び一時借入金)

第十三条 乳製品安定勘定において、支払現金上
に不足があるときは、当該勘定の負担におい
て、証券を発行し、又は一時借入金をすること
ができる。

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該
年度内に償還しなければならない。

(借換え)

第十四条 前条第一項の規定による証券又は一時
借入金をその償還期限内に償還することができ
ないときは、その償還することができない金額
を限り、借換えるため、乳製品安定勘定の負担
において、証券を発行し、又は一時借入金をす
ることができ、その借換えについても、また
同様とする。

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該
年度内に償還しなければならない。

(証券及び借入金)

第十五条 第十三条第一項又は前条第一項の規定
による証券又は一時借入金(国庫余裕金の繰替
使用に關する法律(昭和二十四年法律第六十三
号)第一条第一項の規定による繰替金があるこ
ときは、当該繰替金を含む。)を当該年度内に償還
することができないときは、その償還すること

ができない金額を限り、乳製品安定勘定の負担
において、証券を発行し、又は借入金をすること
ができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による証券
又は借入金の借換えについて準用する。

3 前二項の規定による証券及び借入金は、一年
内に償還しなければならない。

(証券等の限度額)

第十六条 前三条の規定による証券、一時借入金
及び借入金の限度額については、予算をもつ
て、国会の議決を経なければならない。

(証券等の発行及び償還等の事務)

第十七条 第十条から第十五条までの規定による
証券、一時借入金及び借入金の発行、借入れ及
び償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十八条 第十五条の規定による証券及び借入金
の償還金、第十三条から第十五条までの規定に
よる証券、一時借入金及び借入金の利子並びに
これらの規定による証券の発行及び償還に關す
る経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国
債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(利益及び損失の処理)

第十九条 乳製品安定勘定において、毎会計年度
の損益計算上利益を生じたときは、当該勘定の
積立金に組み入れ、損失を生じたときは、当該
勘定の積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、損益計算上生じた損失
の額が乳製品安定勘定の積立金の額をこえると
ときは、そのこえる額を、当該勘定の積立金がな
いときはその損失の額を、それぞれ当該勘定の損
失の繰越しとして整理するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で
定めるところにより、第一項の規定による積立
金の額の範囲内において乳製品安定勘定から交
付金勘定又は学校給食勘定に繰入金をすること
ができる。

(剰余金の繰入れ)

第二十条 各勘定において、毎会計年度の歳入歳
出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該
勘定の翌年度の繰入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第二十一条 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出
予算計算書と同一の区分により、この会計の歳
入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付し
なければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる
書類を添附しなければならない。

一 乳製品安定勘定の当該年度の貸借対照表、
損益計算書及び乳製品在高明細表

二 債務に關する計算書

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第二十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳
入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算
とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定
する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に
掲げる書類を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第二十三条 各勘定において、支払上現金に余裕
があるときは、これを資金運用部に預託するこ
とができる。

(支払未済額の繰越し)

第二十四条 この会計において、支払義務の生じ
た歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出
済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌
年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越しをした
ときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなけ
ればならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当
該経費については、財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第三十一条第一項の規定による予
算の配賦があつたものとみなす。この場合にお
いては、同条第三項の規定による通知は、必要
としない。

(実施規定)

第二十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

2 この法律の施行の際一般会計に所属する資産及び負債で牛乳管理事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計の各勘定に帰属するものとする。

3 第十條第二項又は第十二條第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添附すべき書類のうち、昭和四十一年度分にあつては第十條第二項第一号の書類及び同項第二号の書類で前年度に係るもの、昭和四十二年分にあつては同項第一号の書類は、その添附を要しないものとする。

4 国庫金給金の繰替使用に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「及び糸備安定特別会計法昭和二十六年法律第三百一十一号」第八條第一項又は第九條第一項の証券を「糸備安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百一十一号）第八條第一項又は第九條第一項の証券及び牛乳管理特別会計法（昭和四十年法律第 号）第十三條第一項又は第十四條第一項の証券」に改める。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「特定土地改良工事特別会計」の下に「牛乳管理特別会計」を加える。

6 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條第四号の三の次に次の一号を加える。
四の四 牛乳管理特別会計の経理を行なうこと。

砂糖消費税法を廃止する法律案
砂糖消費税法を廃止する法律

砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和四十年十月一日から施行（施行期日）する。

（砂糖消費税法の廃止に伴う経過措置）

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 旧砂糖消費税法（以下「旧法」という。）第十五條の二第一項本文又は第十六條の二第一項本文の承認を受けてこの法律の施行前に保稅地域から引き取られた砂糖類に係る砂糖消費税の徴収については、なお従前の例による。

4 旧法第十八條の二第一項本文の承認を受けてこの法律の施行前に旧法第十八條第一項第三号に掲げる物品の原料として消費された砂糖類に係る砂糖消費税の徴収については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧法第十八條の二第一項本文の承認を受けた砂糖類を原料として消費し旧法第十八條第一項第三号に掲げる物品を製造した者については、旧法第十八條の二第七項及び第八項の規定は、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりその効力を有する旧法第十八條の二第七項本文の規定に違反した者については、旧法第三十六條第三号及び第三十九條の規定は、なおその効力を有する。

7 この法律の施行前に砂糖類の製造場から移出された砂糖類でこの法律の施行後に当該製造場にもどし入れられたものについては、当該砂糖類につき、当該移出により納付された、又は納付されるべき砂糖消費税額に相当する金額の控除又は還付は、行なわない。

8 この法律の施行前に他の砂糖類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた砂糖類で砂糖類の製造場に移入された後この法律の施行後にその移入した製造場からさらに移出さ

れたものについては、当該砂糖類につき、当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき、又は保稅地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額に相当する金額の控除又は還付は、行なわない。

9 旧法第二十二條第一項に規定する課税済みの砂糖類で、その砂糖類の製造場からの移出又は保稅地域からの引取りがこの法律の施行前に行なわれたものを原料として製造した旧法第十八條第一項各号に掲げる物品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に輸出した旧法第十八條第一項第三号に掲げる物品で旧法第二十三條第一項各号に掲げるもののうち、この法律の施行前又はこの法律の施行後に本邦にもどされたものが、この法律の施行後に保稅地域から引き取られ、又は保稅地域において消費された場合においては、当該物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

11 旧法第五條第二項ただし書の規定の適用を受けた砂糖類を原料としてこの法律の施行前に製造した物品が、この法律の施行後に輸出以外の目的で、保稅地域から引き取られ、又は保稅地域において消費された場合においては、当該物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

12 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項本文中「砂糖、糖みつ若しくは糖水、（販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水を含む。）及び「砂糖消費税」を削り、同條第二項中「砂糖消費税法第二十一條第一項」を削る。

（相続税法の一部改正）

13 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「砂糖消費税」を削る。

（公社更生法の一部改正）

14 公社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一百九條前段中「砂糖消費税」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

15 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」を削る。

第七條本文中「砂糖消費税」を削る。

（酒税法の一部改正）

16 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号ハ中「砂糖消費税法」を「旧砂糖消費税法」に改める。

（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

17 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」を削る。

第四條中「砂糖消費税法」を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

18 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」を削る。

第二条第一号中、「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」を削り、同条第二号中、「砂糖消費税法第一条（課税物件）」に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水」を削る。

第五条第三項ただし書中「砂糖消費税法第五条第三項（引取りとみなす場合）」及び「砂糖消費税法」を削る。

19 （租税特別措置法の一部改正）
租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「砂糖消費税法」及び「砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）」を削る。

第九十一条から第九十三条までを次のように改める。

第九十一条から第九十三条まで 削除
（国税徴収法の一部改正）

20 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「砂糖消費税法」を削る。
（国税通則法の一部改正）

21 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「砂糖消費税法」を削る。
（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

22 この附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税法については、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條、改正前の相続税法第十四條第二項、改正前の会社更生法第九十九條、改正前の国税徴収法第二条第三号及び改正前の国税通則法第二条第三号の規定は、なおその効力を有する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）
23 この法律の施行前に改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條（改正前の日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）の規定により砂糖消費税の免除を受けた物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。
（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
24 この法律の施行前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた物品に係る砂糖消費税の徴収又は改正前の同法第九條第一項に規定する当該輸入された物品でこの法律の施行前に砂糖消費税を納付して輸入されたものを同項に規定する期間内に保税工場に入れ、これを原料として製造した貨物を輸出した場合若しくは改正前の同法第十條第一項に規定する内国消費税課税物品でこの法律の施行前に砂糖消費税を納付して輸入されたもののうち、返送のため本邦から輸出されるものが同項に規定する期間内に保税地域に入れられた場合（同項に規定する内国消費税課税物品でこの法律の施行前に砂糖消費税を納付して輸入されたものが同条第二項に規定する期間内に保税地域に入れられ、廃棄された場合を含む。）における砂糖消費税額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。
（印紙等模造取締法の一部改正）
25 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中、「砂糖消費税法第三十三條

の規定による砂糖消費税証紙」及び「砂糖消費税法第三十三條の二の規定による検印の印影」を削る。
（罰則に係る経過措置）

26 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約百億円である。